

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号」を「別表第三の上欄」に、「それぞれ当該各号に定める」を「同表の下欄に掲げる」に改め、「であつて規則で定めるもの」を削り、同条各号を削る。

別表第一中「（第二条、第三条関係）」を「（第二条関係）」に改め、同表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を削り、四の項を二の項とし、同表の五の項中「専修学校」の下に「（高等課程を置くものに限る。以下同じ。）」を加え、同項を同表の三の項とし、同表中六の項及び七の項を削り、八の項を四の項とし、九の項を五の項とし、十の項を六の項とし、十一の項から十三の項までを削る。

別表第二の一の項を削り、同表の二の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、同項を同表の一の項とし、同表の三の項中「就学支援金」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同表の二の項とし、同表の四の項から八の項までを削り、同表の次に次の一表を加える。

別表第三（第三条関係）

学 校	事 務
一 私立の高等学校	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

	の
二 県内の市立の高等学校	高等学校等を退学し、再び公立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
三 私立の高等学校	私立の高等学校等（専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
四 県内の市立の高等学校又は国立の高等専門学校	国立又は公立の高等学校等（専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
五 県内の私立の中学校、高等学校又は専修学校	私立の中学校、高等学校又は専修学校の設置者が行う生徒の授業料を軽減する事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
六 県内の私立の小学校又は中学校	私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
七 県内の中学校、高等学校、国立の高等専門学校又は専修学校（中学校及び高等学校にあつては、県立のものを除く。）	徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。